厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和４年８月５日
【照会先】
秋田労働局労働基準部賃金室
室　　長　　佐々木　重徳
賃金指導官　　小　林　　優
（電話）018（883）4266　（内線 331）

秋田県最低賃金を時間額８５３円に

～　秋田地方最低賃金審議会が３１円の引上げを答申　～

１　本日、秋田地方最低賃金審議会（会長　赤坂　薫）は、秋田県最低賃金（昭和５５年秋田労働基準局最低賃金公示第１号）の最低賃金額を現在の１時間８２２円から８５３円（引上げ額３１円）に引き上げるよう秋田労働局長（川口　秀人）に答申した。

なお、引上げ額３１円は、本年８月２日に中央最低賃金審議会が答申した「令和４年度地域別最低賃金額改定の目安」（Ｄランク３０円）に１円上乗せした額であり、引上げ額は過去最高となる。

２　秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場（約３万２千）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約３６万１千人）に適用される。

３　今後、異議申出手続などを経て、令和４年 10 月１日から発効の予定。

最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で２万６千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。